

まちづくりの主役は、町民の皆さんです！

広報あびら9月号から連載してきた「安平町まちづくり基本条例」もいよいよ最終回となりました。12月号では「第6章から第9章」までをポイントを絞って紹介します。

12月中の施行を予定している「安平町まちづくり基本条例」に合わせて、これまでの連載でも紹介している次の関連条例が施行されます。

◆安平町町民参画推進条例 ◆安平町住民投票条例 ◆安平町議会基本条例

第6章 行政組織と職員

【権利と役割】

ここでは、行政組織の編成、危機管理体制、職員の人材育成と研究機会などについて規定しています。



行政組織の編成や改革について	町職員の人材育成と研究機会について
町は、短期的な情勢変化への対応、そして長期的な視点とビジョンに立って、行政組織の編成や改革を行う必要があります。	町は、多様化する行政需要に対応できる知識や能力をもった職員、そして町民との協働によるまちづくりを進めていくことのできる人材の育成に努めること、さらには、自己研さんを図る職員に対して多様な研究機会の保障にも努めます。

第7章 議会の役割

【権利と役割】

ここでは、議会の役割と責務、そして議員の役割と責務等を規定しています。

議会は、町の意思を決定する機関であり、町や教育委員会などの「執行機関」を監視する機能を担い、そして、町の重要な政策を決定する役割を果たしているんだ。
そのためにも、議会は多くの町民の声を聞き、みんなの意思が町政に反映されるように務めなければならないんだ！



安平町議会における最高規範の条例の制定

安平町まちづくり基本条例とは別に、議会では「安平町議会基本条例」を定めているのよ！

議会が私たちにとって身近なものとして、更には町民から信頼され存在感のある議会を目指すため、地方自治法と安平町まちづくり基本条例を遵守した内容になっているわ！



◆まちづくり基本条例の制定理由◆

平成12年に地方分権一括法が施行され、市町村の位置づけは、国及び都道府県と対等な「地方の政府」へと大きく変化するなど、全国各地の自治体で地方分権改革が進展してきました。安平町ではこうした地方分権の時代にあって、誰がどのような役割を担い、どのような方法でまちづくりを進めていくかなど、具体的な自治の仕組みや基本ルールを作ることが必要と考え、これまでに紹介してきた「安平町まちづくり基本条例」を制定しました。